

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年4月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400361号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500003号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成12年12月1日から平成13年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年12月から平成13年5月までの各月の標準報酬月額については、14万2,000円を26万円とする。
平成12年12月から平成13年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成12年12月から平成13年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成13年6月1日から平成14年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年6月から平成14年1月までの各月の標準報酬月額については、19万円を26万円とする。
平成13年6月から平成14年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成13年6月から平成14年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成10年4月1日から平成13年6月1日まで
② 平成13年6月1日から平成17年4月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社及びB社における被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低くなっているため、A社に係る請求期間①及びB社に係る請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成12年12月1日から平成13年6月1日までの期間について、請求者から提出された預金通帳、A社の元従業員から提出された給与明細書及び源泉徴収票並びに同社の元従業員の陳述から判断すると、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
したがって、請求者の平成12年12月1日から平成13年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された預金通帳、A社の元従業員から提出された給与

明細書及び同社の元従業員の陳述により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②のうち、平成 13 年 6 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日までの期間について、請求者から提出された預金通帳、B 社の元従業員から提出された給与明細書及び源泉徴収票並びに同社の元従業員の陳述から判断すると、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成 13 年 6 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された預金通帳、B 社の元従業員から提出された給与明細書及び同社の元従業員の陳述により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主の連絡先は不明であり、同人の親族も資料がなく不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間①のうち平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 12 月 1 日までの期間及び請求期間②のうち平成 14 年 2 月 1 日から平成 17 年 4 月 30 日までの期間について、A 社及び B 社はいずれも既に解散しており、A 社の元事業主で B 社の元事業主の親族は、両社の実質的経営者であった B 社の元事業主は亡くなっており、両社に関する資料もない旨回答している上、請求者の当該期間に係る住所地の C 市は、当該期間に係る給与収入及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期間経過のため確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 12 月 1 日までの期間及び請求期間②のうち平成 14 年 2 月 1 日から平成 17 年 4 月 30 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400428 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500002 号

第 1 結論

平成元年 4 月から平成 2 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 4 月から平成 2 年 11 月まで

私は、結婚と同時に妻と一緒に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したのに、請求期間が未加入期間となっており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により、氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できず、請求期間は国民年金に未加入であることから、制度上、請求者は国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、結婚した平成元年 4 月頃に妻と一緒に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、請求者の妻に係る記号番号の処理日及び国民年金保険料の収納年月日から判断すると、請求者の妻に係る加入手続は、平成 3 年 1 月頃に行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない上、請求者が請求期間当時に居住していた A 市は、請求期間の国民年金記録に係る資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。